



けんみん信組

# アグリソーラー ローン

## 農地で太陽光発電

夢の営農型太陽光発電実現のお手伝い  
農業安定経営・発展のために!!!



ご融資金額

所要金額の範囲内  
ただし個人の方は原則5,000万円以内

ご融資期間

1年以上15年以内  
(最長6ヶ月以内の元金据え置きあり)

金利・条件

金利:当組合所定の金利  
条件:農地シェアリングによる15年以上の  
営農計画がある方

詳しくは、けんみん信組の窓口または営業係までお気軽にお問い合わせください。



# ■けんみん信組「アグリソーラーローン」

ご利用いただける方	次の条件を満たす方 ①当組合の組合員または組合員になれる方(連帯債務者の方もこれに準じます。) ②業歴3年以上で直近3期以上決算がなされ税金の滞納がなく、太陽光発電事業計画および営農計画が策定され、完済時まで営農が継続できる方 ただし、新規に本事業を行う場合(U・Iターン者、移住者等)は、太陽光発電事業計画および営農計画が策定され、完済時まで営農が継続できる方 ③ご融資時個人事業主もしくは法人代表者の年齢が20歳以上かつ完済時年齢が満70歳未満の方 ただし、後継者を連帯債務者もしくは連帯保証人とする場合は70歳以上も可とします。 ④安定継続した収入があり、年間売電予想額を収入に含め当組合審査基準に適合される方 ⑤電力売却代金受取り口座を当組合に指定していただける方
ご融資条件	①設置した太陽光発電設備下部において継続して営農できる方 ②農林水産省農村振興局長通達24農振第2657号を準拠される方 ※1 ③農地の一時転用許可が取得できる方 ④組合所定「アグリソーラーローン(経営・収益)診断シート」の予想収益の単純表面利回りが10%以上確保できる方
資金のお使いみち	産業用の太陽光発電設備を設置もしくは増設する費用
ご融資金額	所要資金の範囲内 ただし、個人の方は原則5,000万円を上限といたします。
ご融資期間	1年以上15年以内、ただし新規設置以外の場合は耐用年数の範囲内といたします。 なお、6ヶ月以内の元金据置を設けることも出来ませんが、その期間は返済期間に含めます。
ご融資利率	当組合所定の金利
ご融資形態	証書貸付
ご返済方法	元金均等返済または元利均等返済
担保	条件により異なりますのでお近くの営業店までお問い合わせください。
保証人	【個人】 営農後継者 1名 【法人】 代表者
その他	※1 農林水産省農村振興課局長通達24農振第2657号平成25年3月31日(平成27年12月改正)「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱について」を準拠し、お取扱いいたします。 なお、農地転用事務手続きについては、原則山梨県行政書士会会員の行政書士に依頼いたします。

※審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

平成28年4月1日現在

詳しくは、けんみん信組の窓口または営業係までお問い合わせください。